

佐賀県訓令甲第九号

本 庁

現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県文書規程の一部改正)

第一条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「及び粒子線治療推進監専決事項」を「、粒子線治療推進監専決事項及び国際戦略推進監専決事項」に改める。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第二条 佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

十四 国際戦略推進監

第十条第七項中「については、」を「については」に改め、「粒子線治療推進監」の下に「、海外施策の総合調整及び推進に関する事務については国際戦略推進監」を加え、同条中第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15 国際戦略推進監が専決することができる事務について、国際戦略推進監が不在のときは、経営支援本部長が経営支援本部の副本部長のうちから指

名する者がその事務を決裁するものとする。
別表第一中「及び出納関係」を、「国際機器推進隊及び出納関係」に改める。

別表第三の国際課の国際協力に関する事務の項の次に次のように加える。

国際課	海外施策に関する事務		海外施策の実施に関すること
-----	------------	--	---------------

附 則

この訓令は、平成二十二年十一月二日から施行する。